

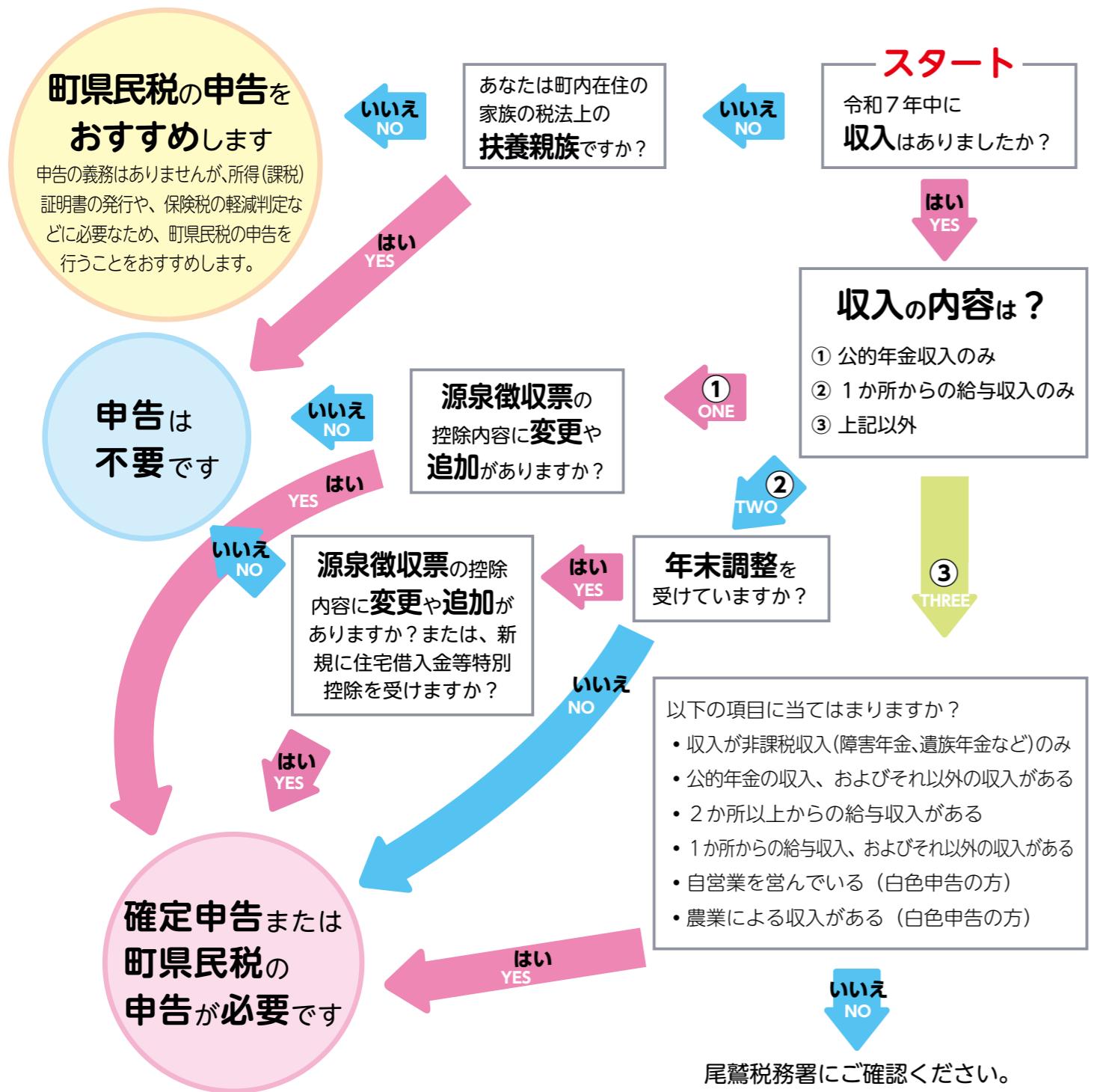
⚠ 町で受け付けができない申告

町では、次の申告については受け付けができません。尾鷲税務署にて申告してください。

- ◎土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
 - ◎令和6年分以前の確定申告
 - ◎青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
 - ◎修正申告・更正の請求
 - ◎住宅借入金等特別控除（1年目）
 - ◎令和7年中に事業を始めた方
 - ◎消費税、贈与税
 - ◎亡くなった方の申告、その他、複雑な申告

◆申告対象者診断フローチャート

※この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。



申告相談期間は、2月16日(月)から3月16日(月)まで

所得税・町県民税の申告はお早めに！

町では、申告相談を7ページの日程表のとおり行います。

なお、申告に際しては、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談を行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお越し下さい。

また、青色申告を行う方、消費税の申告を行う方、贈与税の申告を行う方、土地、建物などを売却された方などは、直接税務署に相談してください。

▶申告に関して詳しくは、役場税務住民課（☎ 33-0337）または、尾鷲税務署（☎ 0597-22-2222）までお問い合わせください。

| 申告が必要な方 | | 申告が不要な方 | |
|--|--|---|--|
| 令和8年1月1日現在、町内に住所のある方で、還付申告をする方や事業所得がある方などは申告が必要です。 | 所 得 税・町 県 民 税 の 申 告 は、これらの税額だけでなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出のために必要なものです。申告が必要な方は、期間内に申告してください。 | ① 給与所得以外に20万円以上の所得のある方 | ④ 給与を2か所以上から受けている方 |
| （令和7年中に退職し、再就職していない方） | 次ページのフローチャートを参考に申告が必要かご確認ください。 | ② 町 県 民 税 申 告 が 必 要 な 方 | ① 勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方 |
| ② 給与所得のある方（アルバイト・パート収入、専従者給与も含みます。以下同じです）で次に該当する方（令和7年中に退職し、再就職していない方） | なお、所得税の確定申告をされた方は、町県民税の申告は不要です。 | ③ 収入がなく、町内に在住の家族の税法上の扶養親族となっている方 | ② 収入は公的年金等のみで控除の追加、変更などを行わない方 |
| ③ 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方 | 1 所 得 税 申 告 が 必 要 な 方 | ④ 所 得 税 還 付 申 告 を さ れ る 方 | ① 収入は給与のみで、年末調整が済んでおり、控除の追加、変更などを行わない方 |
| ④ 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方（令和7年中に退職し、再就職していない方） | 町 県 民 税 の 申 告 が 必 要 だと思われる方には、1月下旬ごろに町から申告書を送付しています。 | ① 医療費控除の適用を受ける方（年間10万円以上または所得金額の5%以上の医療費の自己負担、セルフメディケーションの場合は合計12,000円以上の対象薬品を購入された方） | ③ 収入がなく、町内に在住の家族の税法上の扶養親族となっている方 |
| ⑤ 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方（令和7年中に退職し、再就職していない方） | 2 確定申告書を提出する義務ですが、役場税務住民課へご連絡いただき、申告会場または役場窓口にてお受け取りください。 | ② 寄附金控除の適用を受ける方 | ② 収入は公的年金等のみで控除の追加、変更などを行わない方 |
| ⑥ 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方（令和7年中に退職し、再就職していない方） | 3 給与所得以外に20万円未満の所得のある方 | ③ 初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方 | ① 収入は給与のみで、年末調整が済んでおり、控除の追加、変更などを行わない方 |
| ⑦ 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方（令和7年中に退職し、再就職していない方） | 4 障害年金または遺族年金のみの方 | ④ 源泉徴収票に記載されている扶養控除や社会保険料控除などを受ける方 | ④ 源泉徴収票に記載されている扶養控除や社会保険料控除などを受ける方 |